

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家ホームページ運用規程

平成30年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構のホームページの作成・運用方針(平成19年6月14日理事長裁定)に基づき、国立赤城青少年交流の家(以下「交流の家」という)が管理するホームページの管理・作成・運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(公開内容)

第2条 交流の家のホームページにおいて公開する情報は、次のとおりとする。

- 一 交流の家の施設・設備等に関する情報
- 二 交流の家の宿泊施設の空情報
- 三 交流の家の活動プログラム
- 四 交流の家の教育事業及び募集案内
- 五 交流の家の利用に関する事項
- 六 寄附金に関すること
- 七 食堂メニュー
- 八 その他、所長が必要と認めた情報

(管理運用)

第3条 交流の家のホームページの管理運用は、別に定める。

(公開内容の制限)

第4条 交流の家のホームページにおいて公開できない情報は、次のとおりとする。

- 一 当人の許可なく、当人が特定される写真等の掲載
- 二 住所や電話番号、生年月日などの個人情報
- 三 著作権を侵害する恐れのある情報
- 四 虚偽の情報
- 五 その他、所長が不適切と判断した情報

(更新)

第5条 掲載情報については、更新するものが次長の決裁を得るものとする。

(著作権)

第6条 ホームページの著作権は原則として交流の家に帰属する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。